参考資料２

職業能力開発専門調査員規程の適用について

平成１５年１２月２６日
職業能力開発局長伺定
平成２８年１月２０日改正

1　職務

専門調査員は、職業能力の開発及び向上に関する専門的な事項のうち、次の事務（当該事務の一部を行う場合を含む。）について調査等の職務を行うこととする。

(1) 訓練基準に関する次の事務
　イ　指導員訓練の基準案の作成及び見直しに関すること。
　ロ　その他の訓練基準に関する専門的なこと。

(2) 技能検定に関する次の事務
　イ　技能検定職種の技能内容の確定に関すること。
　ロ　試験基準案等の作成及び見直しに関すること。
　ハ　試行技能検定の実施に関すること。
　ニ　その他の技能検定に関する専門的なこと。

(3) 社内検定認定規定（昭和５９年労働省告示第８８号）第７条に基づき、社内検定の認定に関する意見を述べること。

(4)　キャリアコンサルタント登録制度等に関する次の事務
　イ　キャリアコンサルタント登録制度等に関する専門的なこと。
　ロ　その他キャリアコンサルタントに関する専門的なこと。

2　委嘱

専門調査員は、次の要件を具備した者のうちから委嘱することとする。

(1) 社会的信望があり、かつ、職業能力の開発及び向上に関する事項に関し学識経験のある者であって、職業能力の開発及び向上に関する専門的な事項に係る事務を行うために必要な能力を有する者であること。

(2) 専門調査員に委嘱されることにより、自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとする者でないこと。

(3) 他の職業に従事している者については、その職業に拘束されることにより、専門調査員としての活動が不十分となるおそれのない者であること。

3　任期

専門調査員の任期は、２年以内とする。ただし、任期途中において専門調査員の交替がある場合は、後任者の任期は前任者の在任期間とする。

なお、再任を妨げないこととする。

4　報酬

専門調査員には、職業能力の開発及び向上に関する専門的な事項の調査等の職務を行

った場合には、報酬を支給するものとする。旅費については、厚生労働省所管国家公務員等の旅費取扱規程に基づき職務相当の旅費を支給することとする。

5　発令手続き

専門調査員を委嘱又は解嘱する場合の手続きについては、次に定めるところによることとする。

(1) 委嘱の場合

専門調査員を委嘱するときは、次の書類を整えるものとする。

イ　本人の就任内諾書（様式１）　１通

ロ　他に職業を有する者にあっては、必要に応じて所属長の就任承諾書（様式２）　１通

ハ　履歴書（様式３）　１通

ニ　委嘱辞令（写）（様式４）　１通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第３８条（欠格条項）該当の有無に留意すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えないこと。

(3) 解嘱の場合

専門調査員を解嘱するときは、解嘱辞令（写）（様式５）を整えること。

6　執務準則

専門調査員の職務を遂行するに当たって必要な事項は、別に定める専門調査員事務手引の定めるところによることとする。

附　則

この伺い定めは、平成２８年1月２０日から施行する。